

対象建造物等：①隔離の壁



現在も恵楓園の北側に残る隔離の壁（園内から撮影）  
（令和 5 / 2023 年 1 月撮影）

隔離の壁が現存するのはこの範囲



隔離の壁配置図（図は令和 3 / 2021 年撮影の航空写真をもとに作成）

## [建造物の概要]

【用途】入所者の無断外出の防止

【建設年】昭和4年（1929）年

【構造】鉄筋コンクリート ブロック造

恵楓園の北側に現存するコンクリート製の壁。昭和4（1929）年に実施された九州療養所第2期拡張工事の際、入所者の無断外出の防止を目的として建設された。

かつては園の西側に約300m、北側に約700mが設置されていた。隔離の壁の西側部分はい予防法廃止後の平成9（1997）年と平成17（2005）年の2回にわたって撤去工事が実施された。平成17年に撤去された壁の一部は恵楓園歴史資料館本館展示室の中央に移設されている。残された北側の壁についても道路拡張工事の為、西端部分の一部が平成24（2012）年に撤去されている。

壁の高さは平均して2m強であるが、場所によって差が大きい。

## [現在の状況]

現存する壁は北側約600mのみである。現在、人権啓発活動の一環として、園内見学コースとなっている。現状、倒壊等の危険はない。

## [対象選定の観点]

恵楓園の歴史を語る際、またハンセン病の歴史を語る際に隔離政策の象徴として紹介される施設である。しかしながら物理的には入所者の無断外出防止の役割を十分に果たすことはできず、このことは入所者側の資料からも確認できる。たとえば『自治会50年史』（菊池恵楓園患者自治会 1976年）中「戦前の自治会」の項では入所者の無断外出が盛んにあったことについての記述があり、昭和14（1939）年には“最近、砂糖を買いに行くということで脱柵者がふえている。その事情は了解できるけれども、迷惑だから注意されたい”という旨の注意がなされている（同書 p.74）。

隔離の壁が物理的に入所者の外出を阻み得るものでなかったことが明らかである一方、むしろ注目されるのは入所者に長期的に及ぼした心理的な影響である。入所者は恵楓園で生活を送ることについて「『隔離』になじんでしまったのか。外出しても、園に帰ってくるとホッとすると述べている（『読売新聞』平成15/2003年12月23日号）。たとえ療養所からの外出が容易であったにしても、多くの入所者にとって故郷で生活を送ることや、外で生計を立てることは望むべくもなかった。壁は、入所者の居場所がその内側にしかないという意識を入所者に刷り込んでいた。

外部から見た場合、療養所は長い塀に囲まれた一種異様な施設であったとされ（『菊池野』2006年6月号「〈座談会〉恵楓園の昔話（三）」）、療養所が社会とはかけ離れた異質な空間であるということを外部の者に強く意識させていた。

隔離の壁には、入所者を心理的に抑圧するとともに、外部の人々の偏見を強めるという、二つの側面があった。隔離の実態を伝える施設として将来に亘る保存が望まれる。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

平成 16 年度に補修を実施している、その後、目立った傷みは無い。見学者が立ち入り可能なレベルである。 日常点検を行い、植物の蔓や苔類の繁茂を避けるとともに、亀裂や欠損などの材質の劣化に注意する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

恵楓園の歴史を語るうえで欠かせない施設なので、今後どのような工事がなされようとも保存して行ってほしい。

[備考]

対象建造物等：②監禁室



監禁室  
(令和5/2023年2月撮影)



監禁室内部の壁に残る落書き



昭和20(1945)年頃の監禁室

[建造物の概要]

【用途】 監禁室

【建設年】 大正6(1917)年

【構造】 木造

【規模】 地上1階

【面積】 建築面積・延床面積；48.76㎡

療養所において問題行動を起こした患者を拘禁・懲戒するために大正6(1917)年に設置された施設である。床面積は14.75坪、内側には拘禁室3部屋と倉庫と見られる小部屋が1つ設けられている。

設置は大正5(1916)年の「明治四十二年法律第十一号」改正に基づくものであり、この改正によって各公立療養所長には懲戒検束権(規則違反を犯した入所者に対して譴責・謹慎・減食・監禁を与える権限)が付与された。

当療養所の監禁室がいつ頃まで運用されていたか、これについて明記している資料は現状見いだせないが、『ハンセン病問題に関する被害実態調査報告書』(ハンセン病問題に関する検証会議起草委員会 2005年)では、「癩患者犯罪の実態と其の実態について」(国家地方警察本部刑事部捜査課 1950年 『刑事通報』 掲載)を引きながら戦後の療養所別の懲戒処分件数が提示されており(同書 p.125)、この記載に依れば恵楓園でも昭和20(1945)年代中頃まで使用されていた可能性がある。

#### [現在の状況]

監禁室が運用されていた当時、周囲にはレンガ塀が建てられていたが、昭和 30（1955）年に撤去された。

運用の停止後、監禁室の建物は恵楓園患者援護会事業として運営された精米所や、自治会事業の事務所などとして活用された（杉野かほる 2010 年 『連理の枝 日々を綴りて』 p. 319）ため、内部には拘禁施設としての面影はほとんど残っていない。

台風や地震などの自然災害を経験しながら現在に至る。平成 18（2006）年には、監禁室内部に残っていた痕跡に基づき、拘禁室の前面にはめられていた木格子が再現された（ただし一室分のみ）。

平成 28（2016）年に起きた熊本地震の後には瓦の葺き替えが行われている。

令和 5（2023）年には恵楓園会計課営繕係により拘禁室内部の塗装が薬剤によって剥離され、拘禁された入所者が書いた落書きが新たに多く確認された。営繕係による作業は継続しており、今後は木格子の全部屋分の再現が予定されている。人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

隔離の壁と並び、恵楓園の歴史を語る際にその象徴として紹介される施設である。主に無断外出をした入所者に対する懲罰のために用いられたが“喧嘩口論、皇室恩賜の果樹の拾い食いなどの様々な理由で監禁室に入れられた”（前掲『連理の枝 日々を綴りて』 p. 319）等の入所者の証言もある。

規則違反の入所者を拘禁した他、本妙寺事件の際には警察から検挙された患者の一時収容場所としても用いられた。本妙寺事件とは、熊本市花園にある日蓮宗寺院・本妙寺に集住する患者を、熊本県警と九州療養所（恵楓園の前身の公立療養所）が協力して昭和 15（1940）年 7 月に一斉検挙した事件であるが、このとき検挙された男性患者は県警が療養所内に設置していた「癩留置場」へ、女性患者は監禁室に収容された（菊池恵楓園 1960 年 『恵楓園 50 年史』 pp. 81-84）。

監禁室は入所者に対する非人道的な取り締まりの象徴として今後も保存していくことが望まれる。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

改修のためには、木材等の材料費が必要だが、園の営繕において改修可能である。

#### [WG で出された意見、自治会等の意向等]

コロナの 5 類引き下げ後、園外から施設見学を望む声も増えてきた。監禁室は見学対象施設の代表的なものであるため、これに対応するため園において修復を行うことを自治会としては望む。また、園の営繕係による補修により拘禁された入所者が書いた落書きが新たに確認されたので、是非とも文字の解読も行ってもらいたい。

#### [備考]

対象建造物等：③旧事務本館（現歴史資料館本館）



旧事務本館  
(令和 5/2023 年 2 月撮影)



旧事務本館（昭和 30/1955 年頃撮影）



現在も残るドラフトの跡

[建造物の概要]

【用途】 事務所

【建設年】 昭和 26（1951）年

【構造】 鉄筋コンクリート

【規模】 地上 2 階

【面積】 延床面積；1,684.29 m<sup>2</sup>

昭和 26（1951）年 3 月 26 日に新築竣工した建物。竹中工務店が建設を請け負った。1000 床増床を目指した第 5 期拡張工事の際に建設された。

旧事務本館は、戦後すぐの時期には珍しい鉄筋コンクリート造り 2 階建ての建物として建設された。建設当初の延床面積は 1,700 m<sup>2</sup>、用いられた資材は鉄筋 115t、コンクリートは 1808 m<sup>3</sup>、階段は人造石の研出、作業人員数は延べ 11,000 人に上った。手前に立つ塔は「希望の塔」と呼ばれており、塔の最上部には「希望の鐘」と呼ばれる鐘が掛けられていた。この鐘は昭和 26 年 6 月 10 日に行われた落成式の際に竹中工務店の相談役だった竹中藤右衛門氏より寄贈された（竹和会百年史編集委員会 2009 年 『竹和会百年史—竹中工務店協力会の歴史—』 p. 460 参照）。

旧事務本館の 1 階は西側に事務室、東側に医局や会議室、薬局、製本室などが設けられていた。また、2 階には所長室（園長室）や書庫の他、病理・生理・細菌・化学の各研究室が設けられていた。所長室の隣には病理研究室副室があり、ここに胎児標本が保管されていたと証言する入所者もいる。

#### [現在の状況]

平成 5 (1993) 年に新たに事務本館が建設されたことにより、旧事務本館は事務棟としての機能を終え、古い時期に作成された文書や物品の倉庫として利用されていた。その後、平成 13 (2001) 年から平成 15 (2003) 年にかけて熊本県によって実施された「ハンセン病施策関係資料収集事業」の際、館内に開所以来の大量の文書資料が存在することが判明したため、貴重文書の収蔵場所という認識もなされるようになった。

平成 16 年度に内部・外部の改修を実施。平成 18 (2006) 年には展示室が仮設され、「社会交流会館」としてオープンすることになった。その後、平成 29 年度に耐震診断、令和 2 年度から 3 年度にかけて耐震工事とリニューアルのための改修工事を経て令和 4 (2022) 年に現在の「歴史資料館本館」となった。

リニューアル後の館内東側はバックヤードとして用いられており、一階の東側には恵楓園入所者の油絵サークル「金陽会」の絵画収蔵庫と絵画整理作業室が、二階の東側には書庫、生活資料収蔵庫、資料整理作業室などが配置されている。西側は来館者のためのスペースであり、一階西側は展示室、二階西側は図書室、講義室などが設けられている。

「歴史資料館本館」の隣には「歴史資料館新館」(鉄筋コンクリート平屋)が新設され、旧事務本館一階西側で接続している。

#### [対象選定の観点]

旧事務本館は太平洋戦争後になされた 1000 床増床を目指した第 5 期拡張工事の際に建設された。当時、国内では特効薬プロミンの投与が療養所入所者に対して始められており、効果も確認されていた。拡張工事はそのような医学の発展と相反する形でなされた工事であり、この工事で増えた定員を埋めるために多くの患者が収容されたとも言われている。戦後の隔離政策の継続を端的に示す施設である。

旧事務本館には特徴的な設備が複数存在するが、一例として館 2 階東側の部屋(現在の資料調査・整理作業室)に設けられたドラフトが挙げられる。ドラフトが設けられている部屋はかつての「化学研究室」であり、化学実験中に生じる有害な気体を遮断、外部に放出するために設けられていた。ドラフト部分は現在も残っているものの、嵌められていたガラス板は撤去されている。

隔離政策がなされていた往時の状況を伝える施設として保存していくことが望まれる。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

既に歴史資料館本館として利用されており、改修工事・耐震工事も完了している。現状を維持した形で保存していく。

#### [WG で出された意見、自治会等の意向等]

文化財保護法における登録文化財としての扱いがなされるよう、文化庁に対して働きかけを行っていく。

#### [備考]

対象建造物等：④旧納骨堂



旧納骨堂  
(令和 5/2023 年 2 月撮影)



旧納骨堂の前身 (昭和初期)



拡張後の納骨堂 (昭和 15/1940 年頃)

[建造物の概要]

【用途】納骨堂

【建設年】昭和 14 (1939) 年

全国各宗本山及びキリスト教の寄付により、昭和 14 (1939) 年に既存の納骨堂を移転拡張する形で建立された。同年 5 月 3 日は「納骨塔移転拡張落成法要」が催されている。

現在、園内ではこの納骨堂を「旧納骨堂」、昭和 51 (1976) 年に新たに建立された納骨堂を「納骨堂」と呼称しているが、「旧納骨堂」の前面に掲げられた石には「納骨塔」と彫られている。

長年に亘り引き取り手の無い入所者の遺骨が納められていたが、1970 年代から浸水するようになり、半地下形式ということもあって、湿気のために納められた骨壺の文字が消えるようになったことから新たな納骨堂が建立されることとなった (森重淳次郎 1977 年「納骨堂建立担当委員として —発足から落慶に至る迄—」『菊池野』1977 年 5 月号 参照)。

[現在の状況]

昭和 51 (1976) 年に用途廃止している。以降、改修が実施されていないので、外部はカビ、苔等が発生、劣化し亀裂等も発生している。また、雨漏り等により、内部も劣化している。後背部の鉄製の入り口も錆等により腐食している。

人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

[対象選定の観点]

開所以来、当園では入所者が死亡した際には火葬を行い、その後の遺骨については引き取り希望者がいれば引き渡し、いなければ療養所内に設けられていた宗教施設「説教場」に収めていた（恵楓園福祉課所蔵「過去帳」参照）。その後、詳細な建設時期は不明であるものの昭和初期に最初の納骨堂が建立され、次にそれが移転拡張され現在の旧納骨堂となった。

旧納骨堂は、「一度入ると二度と出ることができない、死ぬまで出ることができない」、そのようなハンセン病療養所の特徴を伝える施設として保存していくことが望まれる。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

見学コースにもなっており、外観や内部を維持するため全体洗浄、防水加工については、既存の園の予算枠を用いた補修で事足りるが、項背部出入口の鉄扉が老朽化しているため交換が必要となる。

※株式会社建吉組 提出見積「国立療養所菊池恵楓園旧納骨塔扉復元」

納骨堂鉄扉交換 見積額 913,000 円（消費税含む）

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

納骨堂の前には池があり、入所者にとって公園のような場所でもあった。そのような入所者間の記憶、認識も記録として残して欲しい。可能な限り補修・修復を行い保存を望む。

[備考]

対象建造物等：⑤納骨堂



納骨堂  
(令和5/2023年2月撮影)



納骨堂内部 (令和5/2023年11月)



納骨堂に内部 (令和5/2023年11月)

[建造物の概要]

【用途】 納骨堂

【建設年】 昭和51（1976）年

【構造】 鉄筋コンクリート

【規模】 地上1階

【面積】 57.94㎡

旧納骨堂が老朽化したため、昭和51（1976）年に新たに建立された納骨堂。旧納骨堂が雨漏れし、湿気により書かれている文字が判読できない骨壺が出てきたことに対して入所者の間から不安の声が出たことにより新たに建立された。

[現在の状況]

旧納骨堂から移された開所以来の死亡入所者の骨壺に加え、納骨堂建立後に死亡した入所者の遺骨が納められている。現在存命の入所者のなかにも、遺骨の引き取り手が故郷にいないため、或いは故郷の親類に迷惑をかけたくない、そのような理由でこの納骨堂で眠ることを既に選択している者がいる。

令和元年6月には屋上防水等整備工事を行い、雨漏りを改善した。現在、人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

納骨堂の建立は、入所者自治会の主導によってなされた。入所者からの要望を受け、昭和50（1973）年1月19日の代議員会において自治会創立50周年記念として新納骨堂を建立することの合意がなされた。このとき、建立に先立ち自治会役員4名、園内で信仰されている各宗教・宗派の代表者8名から成る納骨堂建立企画委員が発足した。企画委員会は園外の納骨堂を視察するなどして自治会に提出する答申書を作成した。

答申書では“故郷、家族のもとに帰ることができない遺骨の存在は、隔離政策による被害の一つとして捉えられるべきであり、そのため納骨堂の建立は国の責任によってなされねばならない”と指摘されている。

納骨堂建立費用は、自治会から園に対する要望事項の一つにとり挙げられて予算枠が確保された他、入所者からの寄付も募られた。寄付金は6,816,020円に上り、その内の3,499,315円が使用された。寄付金は主に納骨堂周辺の造園工事に用いられた他、納骨堂備品の購入にも充てられた。

（森重淳次郎 「納骨堂建立担当委員として 一発足から落慶に至る迄」『菊池野』1977年5月号 参照）。

納骨堂は、旧納骨堂と同様に死してなお故郷に帰ることが許されない入所者の苦境を伝える施設であるとともに、そのような同胞の救済を祈る入所者の情愛が強く感じられる施設でもある。隔離政策の苛烈さと、それに立ち向かってきた入所者の団結を示す施設としての歴史的意味を有する。

納骨堂は現用の施設であるが、入所者数が0となり、その後、新しく安置される骨壺がなくなった後にも、国の責任として故人らの冥福を祈るメモリアルの施設として保持していく必要がある。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

現用の建物のため、既存の療養所予算枠のなかで維持が可能。

#### [WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、恵楓園で生きてきたこれまでの入所者の人生を伝える施設として永久に残して行ってほしい。恵楓園歴史資料館を訪れた者が、自然と線香を上げにきたくなるような状態になることが望まれる。現状を維持した形での保存を望む。

#### [備考]

対象建造物等：⑥旧礼拝堂記念鐘楼



旧礼拝堂記念鐘楼  
(令和 5/2023 年 2 月撮影)



礼拝堂（昭和 15/1940）年頃撮影



鐘楼に掛けられている鐘

[建造物の概要]

【用途】鐘楼

【建設年】平成 7（1995）

恵楓園の北側に建てられていた宗教施設「礼拝堂」の跡地に、同施設を記念する目的で建立された鐘楼。

礼拝堂は昭和 11（1936）年に建立され、長い間、入所者の法要、葬儀などの各種の宗教行事の場所として利用されていた。しかしながら同施設は平成 3（1991）年 9 月に九州を襲った 17 号、19 号によって損壊したため用途廃止され、平成 5（1993）年にそれに代わる施設としてやすらぎ総合会館が建設された。礼拝堂の解体は翌年の平成 6（1994）年に実施された。解体に先立ち、旧礼拝堂解体清祓い式も営まれた。

鐘楼に掛けられている鐘は「やすらぎの鐘」と命名されており、この名が鐘本体にも鋳出されている。また鐘には「開所以来の物故者を慰霊し世界の平和と社会の啓発を希い建立する 平成十四年 7 月吉日 菊池恵楓園入所者自治会」の文字がある。鐘には天女と龍のレリーフも施されている。

[現在の状況]

鐘楼のある周辺は公園として整備されており、清掃も随時なされている。目立った傷みはない。人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

開所以来、恵楓園には入所者の精神的慰撫を目的として、複数の宗教施設が存在してきた。

明治 42 年（1907）年の開所当時には宗教施設として「説教場」が設置されており、そこには「阿弥陀像」と「清正公尊像」の 2 体が安置されていた。当時、療養所に收容された患者の多くは熊本市の本妙寺周辺に集住した患者たちであったが、患者らは療養所から本妙寺の方角に礼拝を繰り返し行っていたため、5 月 8 日に本妙寺から加藤清正像をもらい受けて所内で礼拝させることとした。清正像を説教場に安置する際には本妙寺僧侶を招いての遷仏式も執り行われている。

療養所は入所者管理の円滑化を図り、入所者に信仰を奨励した。

その後、「説教場」には各宗教の祭壇が次々に置かれるようになり、明治 44（1911）年には「天照皇大神宮」が（『明治四十四年統計年報第四号』）、大正 5（1916）年には「弘法大師」が加わっている（大正五年統計年報第八号）。祭壇はその後も増加した。

「説教場」では各宗派の行事が行われた他、葬儀や法要も行われている。

各宗の祭壇の増加、また入所者数の増加を受け、説教場は昭和 11（1936）年に新築された「礼拝堂」に役割を譲った。祭壇は礼拝堂に移動され、残った建物は自治会の事務所として用いられることになった。「礼拝堂」は 1000 人以上の收容を想定した巨大な木造建築であり、入所者らは「御殿（ごてん）」「御堂（おどう）」などと呼んでいた。

祭壇の配置は説教場に比してより整理されており、中央に神棚（天照皇大神宮）、その左右に仏教、神道の各宗教・宗派、両端にキリスト教カトリックとプロテスタントを配する形となっていた。祭壇の中央に神棚が置かれていること、また太平洋戦争以前の時代、祝日など、皇室に関わる行事もこの礼拝堂で執り行われていたころから、国家神道との強いかかわりが窺われる。

礼拝堂は宗教・宗派を問わず、全ての入所者にとっての信仰の場であったが、戦後になるとキリスト教の 2 宗派が礼拝堂の外に教会堂を建立しており（昭和 27／1952 年に黎明教会堂、昭和 28／1953 年にカトリック聖堂）、その後、日蓮宗も別に寺院を昭和 38（1963）年に建立された。

礼拝堂はそれでも多くの入所者にとって祈りの場であり続けたが前述の台風被害によってその役割を終えた。

礼拝堂は療養所入所者の独特の死生観が垣間見える施設であり、時代によっては国粋主義的な思想の影響も強く受けていた。礼拝堂は恵楓園の重要な歴史を語るうえで重要な施設であり、その痕跡をとどめる鐘楼を保存する必要がある。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

目立った傷みは無いが、鐘を鳴らす頻度を上げる（機会を増やす）ことが好ましい。現状では特になし。

#### [WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、鐘楼については、現状を維持した形での保存を望む。礼拝堂はじめ、園内にはその歴史を伝えるべき施設が複数存在していた。今では建物があつた場所に、その施

設について解説する看板がある程度だが、その看板に対応する形でCG復元データを作成してほしい。入所者が記憶を語れる今だからこそできる事業なので是非とも復元してほしい。

[備考]

対象建造物等：⑦旧火葬場跡（やすらぎの碑）



旧火葬場（やすらぎの碑）  
（令和 5 / 2023 年 2 月撮影）



火葬場（昭和 45 / 1970 年頃）



火葬場の炉（昭和 45 / 1970 年頃）

[建造物の概要]

【用途】火葬場

【建設年】大正 9（1920）年

大正 9（1920）年から昭和 35（1960）年まで、死亡入所者の遺体を焼いていた園内火葬場の跡地。廃止後、昭和 58（1983）年に「やすらぎの碑」が建立された。

[現在の状況]

「やすらぎの碑」は見学対象施設の一つとなっており、園職員による定期的な清掃がなされている。特に目立った傷みはない。

[対象選定の観点]

恵楓園では開所期から、死亡した入所者の遺体は園内で火葬することを基本としていた。現在の火葬場跡は大正 9（1920）年に設置されたものの跡地であり、ここには炉を内部に有する小屋があった。

火葬場設置以前の時期の死亡者について、どこで火葬が行われていたかは現状明らかではないが、所外の火葬場を利用した事例も資料上、確認されている。

園内の火葬場が運用されていた時期、所内で死亡した入所者の遺体は、患者作業の一環として同じ入所者によって焼かれていた。

園内で焼かれる療友の姿は、以下の歌に見られるように、入所者に深く印象付けられている。

あかあかと友を焼く火の燃ゆる夜の山路は寒し雪ふみ帰る

友を焼く煙の匂ひうら悲し日暮れて山を我が帰り来ぬ

(内田守人 編 1939年 『島田尺草全集』 長崎書店 p.34、昭和5/1930年作)

火葬で焼かれる友の姿は、入所者にとって自身の行く先を予測させるものであった。

納骨堂と同様に、死してなお療養所に留まらねばならない入所者の心情を伝える施設として保存していくことが望まれる。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

特に老朽化し得る設備が無いため、既存の園の予算枠を用いた清掃の継続で事足りる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、火葬場は森のなかにあつて入所者にとつても不気味な場所だつた。そういう記憶も伝えていってほしい。現状を維持した形での保存を望む。

[備考]

対象建造物等：⑧日光回転家屋



日光回転家屋  
(令和 5/2023 年 2 月撮影)



回春病院跡地から移設された回転家屋  
(昭和 49/1974 年頃か)

[建造物の概要]

【用途】ひなたぼっこ小屋

【建設年】昭和初期

【構造】木造

【規模】地上 1 階

熊本市内にあった私立のハンセン病療養所、回春病院内に設置されていた建物。病院内には 2 棟が存在していたが、その内の 1 棟が昭和 49（1974）年に園内の「黎明教会堂」前に移設された。

この建物は「向日静養室」と呼称されることもあり、用途については「太陽の方に向かって押し向けて、自由に暖まることができる仕組みになっていた」とされる（内田守 編 1976 『ユーカリの実るを待ちて—リデルとライトの生涯』 リデル・ライト記念老人ホーム p. 54）。床面積は 4.34 m<sup>2</sup>、小屋の下部に 5 つの車輪がついており、これが地面側に設置された円形のレール上を滑ることにより、手で押して建物の向きを変えることが可能となっている。

[現在の状況]

旧事務本館建物が資料館として活用されることが決定した後、その南側に移設して改修を実施した。平成 20（2008）年には国登録有形文化財に登録されている。現在は歴史資料館スタッフにより、定期的な清掃がなされている。現時点で目立った傷みは無い。人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

回春病院は、英国国教会の宣教師ハンナ・リデルによって、明治28（1895）年に熊本市黒髪に設置された私立療養所である。リデルは本妙寺周辺に集まるハンセン病の患者を目にして救済を決意したとされる。

リデルは回春病院の経営に携わる傍ら、九州療養所を訪れて布教を行うこともあり、療養所においても「日本聖公会菊池黎明教会」が大正2（1913）年に発足する。黎明教会は回春病院内に設けられた「降臨教会」の姉妹協会である。

回春病院と菊池恵楓園の間では、患者の異動が度々あり、入所者間の交流もあった。

回春病院の経営はリデルの死後、姪のエダ・ライトに引き継がれるが、日本とイギリスとの関係悪化により、ライトはスパイ疑惑を受けることになった。昭和16（1941）年に回春病院は閉鎖が決定、ライトは国外退去となる。回春病院の解散後、その入所者ら58名は九州療養所に異動した。

回春病院は閉鎖されたが、そこから移った患者、リデルやライトの教えを受けた入所者らの信仰は太平洋戦争後も継続していく。

黎明教会は発足当時独立した教会堂を持たず、所内にあった説教所、後には礼拝堂において他の宗教・宗派と共に祭壇を並べていたが、昭和27（1952）年には米国救らい教会の支援を得て独立した教会堂を持つに至る。

教会堂は長く黎明教会に属する信徒の祈りの場となり、その後、教会堂の前には日光回転家屋が移設されたが、これも回春病院を慕う信徒らの希望によって実現したものである。

リデルは財界・政界との関りが深く、日本の隔離政策も——リデルの意思はどうあれ——彼女の活動の影響を受けて始められた側面がある。本邦におけるハンセン病政策史、また恵楓園におけるキリスト教信仰の一端を伝える資料として保存する必要がある。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

特に外部に大きな損傷は見られないが、木造の古い建物であるということを考慮して日常的な点検が必要となる。

#### [WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会は、現状を維持した形での保存を望む。

#### [備考]

対象建造物等：⑨高野六郎の歌碑



高野六郎の歌碑  
(令和5/2023年2月撮影)



歌碑裏面の文字

[建造物の概要]

【用途】歌碑

【建設年】昭和37（1962）年3月

【構造】自然石

【規模】高さ1.2m 幅2m

衛生官僚であった高野六郎の短歌が刻まれた石碑。昭和37（1962）年3月10日に除幕式が行われた。碑は高さ1.5m、幅2mの自然石で作られており、高野の歌

「肥後の野の櫓や紅きとはるばるに一夜を汽車にいねきしものを」  
が刻まれている。

[現在の状況]

園内「歌碑公園」の中央に位置しており、周囲は日常的な清掃がなされている。当初の石の加工が稚拙であったためか、現時点で背部の文字がかなり読みづらくなっている。現在、人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

[対象選定の観点]

高野六郎（明治17/1884年—昭和35/1960年）は茨城県出身、東京帝国大学医学部卒。療養所を管轄する部署である内務省衛生局への勤務をはじめ、後に厚生省衛生予防局長、藤楓協会理事長を務めるなどハンセン病行政、療養所運営に深く携わった。内務省時代には国立療養所長島愛生園、星塚敬愛園、栗生楽泉園の設立にも尽力した。

歌人・文筆家としても活動しており、九州療養所に医師として勤務した内田守（明治 33／1900 年—昭和 57／1982 年）とも交友を持った。九州療養所の初代所長である河村正之が死去した際には追悼歌も送っている。

高野は昭和 35 年に死去したため、恵楓園の短歌会「檜の影短歌会」の指導者であった恵楓園元医師の内田守らが歌碑建設を発起、当時の恵楓園第四代園長・田尻敢や、短歌会会員らの賛同の下、寄付金が集められて建立するに至った。

園長除幕式時の式辞によると歌碑建立の趣旨は「従来文化活動の盛んであったこの園が、更にその刺激を得てより一層の興隆を希望すると共に、園内の美化に役立つ」であった。

高野が恵楓園入所者に対して短歌の指導を直接行ったとする記録は現状確認されていないが、恵楓園患者自治会会長・前田一雄が歌碑の除幕式時に述べた「御祝い詞」によると、恵楓園の文化の中心である短歌の発展は「初代河村所長と厚生省予防局長時代に縁故の深くあられた又田尻園長先生はじめご臨席の皆様方と知友であられた高野六郎先生の御高庇は勿論で御座いまいしょうが、何と申し上げても人間的な高度な情感に於ける昇化された短歌芸術の世界に於て、人間の魂と魂の喚にかけの触れ合いの世界に於て或る時は師となり御導きいただいた先生の御教化の賜」であるとしている（以上、内田守 1961 年 「高野六郎先生を哭す」『菊池野』1961 年 2 月号、菊池野編集部 1962 年 「高野六郎先生歌碑除幕式」『菊池野』1962 年 4・5 月号 参照）。

恵楓園入所者の文芸史を伝える施設の一つとして、また隔離を推進した官僚の一側面を物語る資料として保存していくことが望まれる。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

全体洗浄及び碑に刻まれた文字が劣化して見えづらくなってきているため、保存のためには文字の刻み直しを実施することが必要。

※株式会社高木石材 提出見積「石碑改修及び納骨塔補修工事」内に記載（同見積内①、②）

①歌碑全体高速高圧洗浄工事一式 見積額 110,000 円（消費税含む）

②文字彫刻加工一式 見積額 462,000 円（消費税含む）

合計・・・・・・572,000 円（消費税含む）

#### [WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会は、可能な限り補修・修復を行い保存してもらいたい。

#### [備考]

対象建造物等：⑩河村正之所長の像、⑪河村正之所長の墓碑



河村正之所長の像  
(令和 5/2023 年 2 月撮影)



河村正之所長の墓碑 (令和 5/2023 年 2 月撮影)

※河村正之所長の像、河村正之所長の墓碑の 2 件の建造物は深く関連しているため、本稿では 2 件につきまとめて記述する。

#### [建造物の概要]

・河村正之所長の像

・河村正之所長の墓碑

【用途】胸像

【用途】墓碑

【建設年】昭和 13 (1938) 年 10 月

【建設年】昭和 9 (1934) 年 7 月

旧納骨堂、納骨堂の側に設置されている九州療養所初代長（恵楓園初代園長）河村正之の銅像とその遺骨が納められている墓。2 つは並んで設置されている。河村所長は入所者・関係者に親しまれた所長であり、2 つは所長を思慕する人々の要望によって建立された。

#### [現在の状況]

納骨堂に隣接した場所に位置しており、一帯は公園化しているため常時清掃がなされている。平成 28 (2016) 年の熊本地震の際に墓碑に軽度の損傷があったが、保存上の問題は特にない。人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

河村正之（明治 11/1878 年—昭和 8/1933 年）は福岡県三潴郡久間田村（現柳川市）の出身。開所年である明治 42 (1909) 年から昭和 8 年に死去するまで所長を務めた。

地元の中学校（現在の高校にあたる）・伝習館を卒業した後、熊本第五高等学校に入学した。

同校の卒業後、東京帝国大学医学部に進学している。医学部卒業後は同大学の衛生学教室で緒方正規教授の指導を受けつつ、東京市養育院の医局にも勤務した。この際、光田健輔とも知り合っている。

九州療養所に赴任するきっかけは、明治42年1月に緒方教授に自宅に招かれ強い勧めを受けたことによる。

九州療養所赴任後は、絶望の淵に立たされ、自暴自棄となっていた療養所開所期の入所者に文芸を奨励し、自身も俳句を直接指導するなど入所者文化の発展に貢献した。入所者芝居についても最後まで熱心に鑑賞し、出来の良いものには即座に金一封を送った。軽傷の入所者については、自ら連れ出して所外の山野まで散歩させることもあった。性格にはゆとりがあり、他人を咎めることが少なかったという。

昭和8年7月27日、九州療養所で開催された療養所予算協議会において、集まった関係者を阿蘇に案内する途中に腹痛が起きたため、阿蘇杖立温泉に静養に赴いたが、同日夜に急逝した。その後に行われた熊本医科大学による病理解剖の結果、死因は十二指腸潰瘍の穿孔による急性腹膜炎であったことが判明している。

所長を慕う入所者らの積極的な働きかけにより、所内でも通夜・告別式が行われており、そのような様子を見た所長の親族から分骨の提案がなされた。遺骨は所内にあった説教場にしばらくの間、安置されたが、その後、療養所内に墓碑を建立して納めることが決定した。

建立に当たっては、「建設委員」の指名も行われた。建立資金には職員・患者の寄付、また療養所運営費の一部が充てられている。墓石は飽託郡池上村字平山の山中のものが選定された。墓碑の題面の揮毫は熊本県知事・鈴木敬一、碑文の作成、揮毫は熊本第五高等学校の教授・岡井文学による。昭和9（1934）年7月27日に墓碑除幕式が執り行われると遺骨はここに移された。

昭和12（1937）年末から河村の知人や同窓生の間から銅像の建立についての機運が高まり、翌13（1938）年2月に蜂須賀信之、牧原義雄、星子勉、大田原豊一、上川豊、行徳勝人、三宅勇、森茂樹、九州療養所長・宮崎松記、同主事・下瀬初太郎、同医員・原田益男が発起人となって広く寄付を仰ぐこととなった。建立に至るまでの期間は短く、同企画が発表された同年10月1日には除幕式が行われている。

像の製作者は熊本市花園出身の彫刻家・松原祥雲（まつばら・しょうん 明治40／1907—昭和40／1965年）で、松原は東京美術学校（現東京藝術大学）卒業、高村光雲ら有名彫刻家の指導も受けている（以上は「九州療養所三十年史原稿」中「七、献身二十有五年の故河村正之先生」。恵楓園歴史資料館文書管理番号1938-01-04-05-01を参照）。

ハンセン病隔離政策を正面から否定し得る行動はとらなかったものの、隔離政策下において真摯な態度で患者、入所者に接した人徳は後世に伝える価値があるものと判断される。

人は、時代の趨勢のなかでどのような生き方をすべきなのか、その在り方の一つをこれらの施設は伝えている。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

特に損傷、老朽化などは見られず、既存の園の予算枠を用いた清掃の継続で事足りる。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

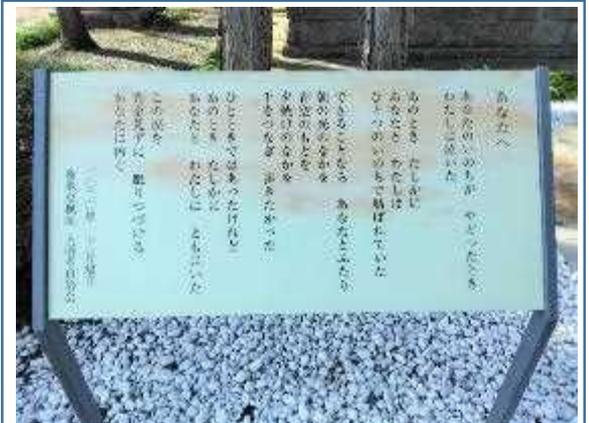
自治会は、現状を維持した形での保存を望む。

[備考]

対象建造物等：⑫胎児慰霊碑、⑬胎児慰霊碑詩文



胎児慰霊碑  
(令和5/2023年2月撮影)



歌碑裏面の文字

あなたへ  
 あなたのいのちが やどったとき  
 わたしは泣いた  
 あなたと たしかに  
 ひとつのいのちで結ばれていた  
 できることなら あなたとふたり  
 朝の光のなかを  
 青空のもとを  
 夕焼けのなかを  
 手をつなぎ 歩きたかった  
 ひとときではあつたけれど  
 あのとき たしかに  
 あなたと わたしは ともにいた  
 この涙を  
 光を見ずに 眠りつづける  
 あなたに捧ぐ

二〇二〇年 十一月建立  
 菊池恵楓園 入所者自治会

胎児慰霊碑詩文プレートに書かれている文面

※胎児慰霊碑、胎児慰霊碑詩文の2件の建造物は深く関連しているため、本稿では2件につきまとめて記述する

[建造物の概要]

・胎児慰霊碑

【用途】慰霊碑

【建設年】令和2(2020)年11月

【構造】石碑

【規模】句碑 880\*600\*1700

台座 1470\*1100\*400

・胎児慰霊碑詩文

【用途】詩板

【建設年】令和2(2020)年11月

【構造】パネル：アルミ複合板

柱：鉄製

【規模】パネル 600\*1200

当園内で長年実施されてきた人工妊娠中絶手術により生まれてくることが叶わなかった子供たちの霊を慰めるため、令和2（2020）年に建立された石碑とそこに付された詩。

同年は、九州療養所で死亡した入所者の遺体から骨格標本が作製されていた問題、所謂“骨格標本問題”に関する園側報告書が自治会に提出された年に当たるが、自治会は本調査に併せて園に対し、胎児標本及び人工妊娠中絶手術に関する資料の有無についても問い合わせを行っていた。胎児標本及び中絶手術に関する資料についての新しい発見は少なかったものの、自治会は資料調査が一応完了したとして慰霊碑建立を決断、同年11月26日の合同慰霊祭の日に併せて胎児慰霊碑除幕式を執り行った。

胎児慰霊碑の横に設置された詩「あなたへ」は恵楓園社会的交流会館（現恵楓園歴史資料館）の学芸員・原田寿真が原案を作成、入所者自治会及び『菊池野』編集長・杉野桂子らの修正を経て完成した。石碑についても詩の一文「光を見ずに 眠り続ける あなたに捧ぐ」の文字がある（以上、志村康 2021年 「明けましておめでとうございます」『菊池野』2021年1月号、箕田誠司 2021年 「二〇二〇年合同慰霊祭 —みたまよ安らかに—」『菊池野』2021年2月号、同「胎児慰霊碑除幕式式辞」 参照）。

#### [現在の状況]

納骨堂に隣接した場所に位置しており、一帯は公園化しているため常時清掃がなされている。屋外用シートに印刷されたものがアルミ板に張られているが、風雨や紫外線により劣化し、文字が読みづらくなっている。現在、人権啓発活動の一環として園内見学コースとなっている。

#### [対象選定の観点]

太平洋戦争以前から恵楓園では入所者に対する優生手術、人工妊娠中絶手術が継続して実施されてきた。この2つの事項は、入所者の人として生きる尊厳を奪う、人生被害の最たるものとして捉えられるべきものである。

恵楓園の歴史上、これらの手術が何件実施されてきたのかは統計がそろっていないため（そもそも作成されていない時期がある）不明瞭であるが、少なくとも戦後だけでも人工妊娠中絶手術は170件以上が実施されてきている。

中絶手術について、入所者は「妊娠がわかると当たり前のように手術の手続きがとられた」「子供を生んで療養所の外で生活するか、中絶を受け入れるか、そのように問われた」などと証言しており、子供を生む選択が取れなかった自身のことを生涯に亘って責め、悔やみ続けることになった。

ハンセン病隔離政策の悲劇を伝えるものとして、永久に保存していくことが望まれる。

#### [保存等の方法及び保存等に係る費用]

現状の詩文は耐候シートに印刷した文面をプレートに貼り付けたものに過ぎない。屋外シートは紫外線などにより早期に劣化が予測されるので、耐久性のあるセラミック製等に改修する必要がある。

※有限会社マツナガ工房 提出見積「慰霊碑横型サインリニューアル」  
慰霊碑横型サインリニューアル 見積額 975,810 円（消費税含む）

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、胎児慰霊碑詩文については可能な限り経年劣化の少ない方法での改修を行ってほしい。

[備考]